

防災対策事業

新規	拡充	変更
	○	



事業の目的 災害から市民の生命・財産を守り、安全かつ安心して暮らすことができる災害に強いまちづくりを進めます。

事業の概要 防災訓練や出前講座、自主防災組織への支援を通して地域防災による防災・減災を推進するほか、災害時における速やかな情報発信を行うとともに、避難所生活や被災者の速やかな生活再建へ向けた取組みを進めます。

【事業の経過】

- 平成25年度 ・緊急告知FMラジオ整備事業の開始
- 平成26年度 ・避難行動要支援者制度の開始
- 平成28年度 ・市民参加の防災訓練〔体験型〕の開始
- 平成28年度 ・市民防災ガイドブックの配布
- 平成30年度 ・業務継続計画(BCP)の策定
- 平成30年度 ・防災活動支援補助制度による自主防災組織等への支援開始
- 令和元年度 ・防災有資格者連絡会議の開催
- 令和元年度 ・避難所の電源対策及び町会等へのポータブル発電機の無償貸与
- 令和2年度 ・被災者生活再建システムの導入
- 令和2年度 ・避難所におけるペット避難ガイドラインの策定
- 令和3年度 ・洪水ハザードマップのリニューアル
- 令和4年度 ・小中学校を対象とした防災チャレンジの開始

《緊急告知FMラジオと岩見沢市メールサービスの普及状況》

	区分	R1	R2	R3	R4 ※2月末現在
緊急告知FMラジオ	無償貸与等	4,425台	4,467台	4,536台	4,597台
	一般販売	1,506台	1,717台	1,897台	2,059台
	普及率	13.37%	13.97%	14.66%	15.18%
岩見沢市メールサービス	登録者数	3,002人	4,008人	4,871人	5,278人

地域防災の推進

地域防災マネージャーを新たに採用し、町会等への出前講座や小中学校における防災チャレンジなどの防災教育を充実させ、市民の防災意識の向上を図るとともに、自主防災組織に対する補助制度や防災有資格者連絡会議の開催により、地域に根付く方々による地域防災の推進を図ります。



防災有資格者による研修会

市民への情報伝達手段の普及

エフエムはまなすを通じ災害に関する情報発信を行うほか、出前講座や各種イベントでの緊急告知FMラジオに関する啓発を強化します。

また、災害時に確実に情報を伝達するため、高齢者や障がい者、社会福祉施設等へ、緊急告知FMラジオの無償貸与を実施するとともに、岩見沢市メールサービスやSNSを活用した情報発信の多重化を図ります。



小中学校における防災教育(防災チャレンジ)

備蓄品・資機材の整備

安心して避難所に避難することができるよう、避難所生活における必要な備蓄品や資機材を整備し、いつ発生するかわからない災害に備えます。



緊急告知FMラジオ

根拠法令: 災害対策基本法、水防法、武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律 ほか
 関連計画: 岩見沢市地域防災計画、岩見沢市国民保護計画
 岩見沢市強靱化計画、岩見沢市総合戦略

令和5年度予算額

3,158万円

総務部防災対策室

災害等応急対策事業

新規	拡充	変更



事業の目的 風水害や地震などの、各種災害時における迅速な応急復旧対策を行います。

事業の概要 風水害、地震などの災害時において、緊急的な対応を迅速・的確に行い、市民の生命・財産を守るなど、安全安心の確保に努めます。

事業開始年 平成23年度

近年の主な災害対応の経過

(単位：千円)

対応区分	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
水害	—	—	—	対応なし
風害	80,451	—	—	
地震	2,372	—	—	
雪害	—	—	1,540	
その他	22,854	15,476	8,436	
計	105,677	15,476	9,976	

主な災害対応内容

災害により被害を受けた施設等の応急復旧、緊急的な対応を行います。

【対応例】

- ・水害や地震等に伴う公共施設の復旧
- ・台風等の風害に伴う公園・道路等の倒木処理
- ・豪雪に伴う緊急除排雪の支援

根拠法令：災害対策基本法、災害救助法

関連計画：岩見沢市地域防災計画

災害の状況

●水害の状況

令和元年8月31日
記録的短時間大雨
1時間雨量 94.5mm
(観測史上最大)

空知総合振興局付近



市立総合病院付近



令和5年度予算額

5,000万円

総務部防災対策室

新規	拡充	変更



高齢者・障がい者の冬の暮らし支援事業

事業の目的 自力での除排雪が困難な高齢者等の世帯に対し、冬期間における日常生活の安全確保を図ります。

事業の概要 岩見沢市社会福祉協議会と連携し、地域（町会等）の除雪ボランティア活動を支援するとともに、屋根の雪下ろしや間口除雪等を自力で行うことが困難な高齢者世帯等に費用の一部を助成します。

事業開始年 平成4年度

【経過】

- 平成 4年度 地域除排雪活動支援事業開始
- 平成24年度 冬の暮らし支援事業 雪下ろし助成開始
- 平成30年度 // 間口除雪助成開始
- 令和 元年度 // 定期排雪助成開始



事業実績

	冬の暮らし支援 助成件数			町会等除雪ボランティア支援	
	雪下ろし	間口除雪	定期排雪	町会数	世帯数
R1	6	252	25	169	1,272
R2	399	323	37	167	1,224
R3	358	405	56	166	1,213
R4 (見込)	443	493	59	170	1,400
R5 (予算)	450	580	80	170	1,400

冬の暮らし支援

R5予算額 2,180万円

対象世帯

市内の一戸建て住宅に住む、次の①～②のすべてに該当する世帯

- ① 市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯
- ② 世帯構成が高齢者世帯、障がい者世帯のいずれかに該当
 - ・高齢者世帯……世帯の全員が70歳以上の世帯
 - ・障がい者世帯……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯

※70歳未満でも、病気・けがにより除雪ができない方は助成対象（市民税が非課税または均等割のみ課税されている世帯が対象）

項目		雪下ろし助成	間口除雪助成	定期排雪助成
事業者との契約	方式	単発契約	シーズン契約	シーズン契約
	対象作業	・雪下ろし作業 ・雪下ろし後の運搬排雪 ・屋根から自然に落ちた雪の運搬排雪	・道路除雪後の間口の置き雪などの処理 ・自宅敷地内で処理できなくなった場合の運搬排雪	・運搬排雪 (10回以上のシーズン契約) ※シュレック排雪、シーズン排雪(事業者によるサービス名)も含む
市の助成	割合	1/2	1/3	1/3
	上限	2万円(1回あたり)	2万円(1シーズン)	1万5千円(1シーズン)
	その他	利用回数: 上限2回	間口除雪助成と定期排雪助成は、どちらか一方しか利用できません	

町会等除雪ボランティア支援

R5予算額 1,216万円

対象世帯

高齢者の独居、寝たきり、認知症、身体障がい者等の世帯で、自力での除雪が困難な世帯(町会等が判断)

支援の内容

町会等が実施する除雪ボランティアへの支援

根拠法令: 岩見沢市高齢者世帯等冬の暮らし支援事業実施要綱
町会等除雪ボランティア支援事業実施取扱要領
関連計画: 岩見沢市地域福祉計画、岩見沢市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、岩見沢市総合戦略

令和5年度予算額

3,396万円

健康福祉部高齢介護課

除排雪事業

新規	拡充	変更



事業の目的 冬期間の除排雪体制を整え、迅速な道路除排雪を行うことで、安全な交通の確保を図ります。

事業の概要 迅速かつ機動的な除排雪体制の確保のため、除排雪機械の計画的な更新を進めるとともに、地域や事業者との連携を強化し、総合的な雪対策を推進します。

総合的な雪対策

平成23年度の豪雪を踏まえ、平成24年度の冬から全庁体制で「総合的な雪対策」に取り組んでおり、道路除排雪に加え、地域との協働による取組などの充実を図っています。

【予算・決算・降雪量実績】

【単位：百万円、cm】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
予算額	1,318	1,342	1,331	1,412	1,432	1,357	1,493
決算額	1,084	1,504	1,660	945	2,662	1,857	
降雪量	496	717	712	504	944	669	
最大積雪深	64	132	132	52	205	155	

【除雪機械車両整備実績】()は更新分

【単位：台】

	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
大型ロータリ除雪車	12(1)	12	12	12	13	13	13
小型ロータリ除雪車	7(1)	7	7	7	7	7	7
除雪ドーザ	8	8	8	8	8	8	8(1)
グレーダー	2	2	2	2	2	2	2
除雪専用車	9	9	9	9	9	9	9
ダンプトラック	6	6	6	6	6	6	6
合計	44	44	44	44	45	45	45

根拠法令：道路法、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法

関連計画：

道路除排雪

令和5年度道路除排雪計画

【道路除雪延長】963km 【歩道除雪延長】142km

【運搬排雪延長】90km 【市民雪堆積場】4か所

【除排雪機械車庫新築】1棟



地域との協働

【地域自主排雪支援】町会単位での生活道路の運搬排雪に対して、大型ロータリ、除雪ドーザ、交通誘導員を支援

【地域除雪センター】地域と受託業者の共同運営で、地域の意見、要望を聞き地域の課題を調整。市は運営費用の一部を支援



令和5年度予算額

17億600万円

建設部土木課

岩見沢地区消防事務組合 消防車両整備事業

新規	拡充	変更

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



事業の目的 さまざまな災害に対応するための消防力等の強化を図ります。

事業の概要 消防車両を年次計画で更新し、消防力の強化を図ります。

事業開始年 平成30年度

【見直し等の経過】

平成30年度 第一次車両整備計画を策定(令和4年度まで)
令和5年度 第二次車両整備計画に移行(令和9年度まで)

【整備状況】

平成30年度 水槽付消防ポンプ自動車、消防ポンプ自動車
令和元年度 はしご付消防自動車
令和2年度 資機材搬送車
令和3年度 高規格救急自動車

岩見沢署及び消防団の車両 (令和4年10月1日現在)

車両名	台数	車両名	台数
水槽付きポンプ車	10台	積載車	23台
ポンプ車	2台	ポンプ車	5台
化学車	1台	その他	1台
はしご車	1台	消防団計	29台
指揮車	1台		
救助工作車	1台		
救急車	5台		
その他	8台		
岩見沢署計	29台		

令和4~5年度 整備対象消防車両

救助工作車Ⅱ型

《現行車両》



《更新予定車両》



【環境対策】・自動エンジン回転制御システムの搭載により排気ガスを低減

【安全対策】・高輝度なLED照明装置の導入により活動時の視認性が向上

【機能向上】・トリプルラジコンの導入によりクレーン、照明及びウインチを1つのコントローラーで操作できるようになり迅速な救助活動が可能



※令和4~5年度の2か年事業(債務負担行為設定)

令和4年5月11日 仮契約

令和4年7月4日 本契約

根拠法令:消防法・消防力の整備指針

関連計画:第二次車両整備計画

令和5年度予算額

1億4,938万円

消防事務組合

交通安全対策事業

新規	拡充	変更



事業の目的 交通事故防止のため総合的な交通安全対策に取り組み、幼児から高齢者に対する交通安全教育の充実を図ります。
事業の概要 交通安全運動を推進するため、年代に応じた交通安全教室を開催するとともに、交通指導員等による交通安全指導や啓発活動などを実施します。

事業開始年度 平成25年度

【見直し等の経過】

平成27年度～ 年長の園児に対し、就学前の交通安全教室を実施

交通安全教室開催状況(4月～3月) (単位:回、人)

区分		H29	H30	R1	R2	R3
園児	回数	38	38	35	13	17
	人数	2,901	2,913	3,063	893	1,526
小中学生	回数	13	12	11	4	9
	人数	2,440	2,218	2,583	289	1,282
高齢者	回数	5	4	6	1	1
	人数	123	88	124	20	15
その他	回数	3	4	2	0	2
	人数	84	112	83	0	33
計	回数	59	58	54	18	29
	人数	5,548	5,331	5,853	1,202	2,856

市内交通事故状況(1月～12月) (単位:件、人)

区分	H29	H30	R1	R2	R3
発生件数	137	143	137	125	145
傷者数	163	176	170	153	168
死者数	2	2	1	1	2

根拠法令:岩見沢市交通安全指導員設置要綱
 関連計画:岩見沢市交通安全計画

交通安全教室

保育園、幼稚園、小学校、中学校及び町会等からの要請により、交通安全教室を開催



交通安全推進委員会

交通道德の向上と交通事故の防止を図るため、全国、全道的な交通安全運動と連携し、市民の安全確保に努めます。

交通安全指導員・児童交通安全指導員

交通安全指導員による交通安全指導・啓発活動、児童交通安全指導員による、通学時の安全確保のための交通安全指導を実施



交通安全啓発活動



交通安全市民の集いの開催(9月末)など、警察との協働による交通安全啓発の実施
 町会からの要請により、交通安全啓発看板の作成
 大型店店舗前等での街頭啓発活動(年6回)、無料自転車安全点検(年2回)の実施。

令和5年度予算額

1,460万円

市民環境部市民連携室

消費生活安定向上事業

新規	拡充	変更



事業の目的 消費者被害の未然防止及び消費者被害の救済により、安全で安心な市民の消費生活の確保を図ります。

事業の概要 消費者センターを核として消費者被害の防止に努めるほか、消費者啓発の充実など、消費者の自立支援と消費者相談の体制強化に努めます。

事業開始年度 平成25年度

【見直し等の経過】

平成29年度 利用者の利便性を考慮し、であえーる駐車場ビルから「であえーる4階」に移転。

消費者被害の救済

消費者被害救済のための相談窓口として、消費者センターを設置しています。

消費者センターの相談業務は、消費者安全法における専門知識を有する会員が複数在籍している岩見沢消費者協会が担当しています。

令和3年度 相談受付状況

◆相談件数 278件 うち商品・役務別相談件数(上位10位)

商品一般	29件	工事・建築・加工	15件
化粧品	22件	インターネット通信サービス	10件
役務その他	19件	他の金融関連サービス	8件
健康食品	15件	他の教養・娯楽	8件
レンタル・リース・賃借	15件	娯楽等情報配信サービス	8件

根拠法令:消費者基本法

岩見沢市消費者センターの組織及び運営等に関する条例

関連計画:

出前講座の実施



ホームページによる情報発信



巡回啓発展示や街頭啓発



相談及び苦情等の処理



令和5年度予算額

642万円

市民環境部市民連携室

市民参画・協働のまちづくり推進事業

新規	拡充	変更



事業の目的 市民とともに築くまちづくりを実現するため、市民参画と協働のまちづくりを推進します。

事業の概要 まちづくり基本条例の周知活動や推進委員会の運営、条例に基づいた取組みの推進を図るとともに、地域コミュニティの自主性や自立性を尊重し、活動の活性化を支援するための交付事業を行います。

事業開始年 平成17年度

【見直し等の経過】

- 平成17年度 2地区協にてモデル事業開始
- 平成27年度 まちづくり基本条例施行
- 平成30年度 「まちづくり交付金事業」と「わがまちづくり支援事業」を統合し、「地域コミュニティ活性化事業交付金」を創設
- 令和3年度 まちづくり(市民活動)支援窓口を設置

岩見沢市まちづくり基本条例に基づく取組みの推進

まちづくり基本条例の周知活動等や推進委員会の運営に取り組んでいくとともに、基本条例の中で定めているまちづくりの基本理念や基本原則(情報共有・参加・協働)に基づいた取組みの推進を図ります。

地域コミュニティ活性化事業交付金の概況 (単位:件、千円)

区分	R2年度	R3年度	R4年度(見込)
交付団体数	24	24	25
決算額	7,464	8,673	9,765

根拠法令:岩見沢市まちづくり基本条例

関連計画:

まちづくり支援窓口による市民活動の支援

まちづくり(市民活動)の普及啓発や市民活動のサポートを行う窓口として、相談対応や個人・団体の登録、活動に役立つ情報の収集・発信を行います。



- 【相談業務】**まちづくりに関する相談全般を受け、内容に応じて担当課・関係機関と連携して対応。
- 【活動支援】**市民活動に関する情報を収集し、相談時や市ウェブサイト上で随時提供。団体等登録制度により、登録団体の活動の情報発信等を支援。

地域コミュニティ活性化事業交付金

まちづくり基本条例に基づき、地域コミュニティの活性化と活動の推進のために地域が主体的に行う活動を支援。

【交付金の対象となる項目と事業】

組織運営	地域づくり推進	生活環境整備
事務局活動体制の整備や醸成、人材育成など、地域組織力向上の支援を図る事業	地域内の活性化、地域福祉の推進、主体的に取り組む課題解決など、地域づくりの推進を図る事業	公園や花壇の整備など、生活環境の向上を図る取り組みで、地域が主体的に取り組むことができる範囲の事業

【対象となる地区】 地区町会連絡協議会(一部地区では町会単位も可)

【交付金の額】 加入世帯数と事業費に応じて積算(上限額100万円)

令和5年度予算額

1,083万円

市民環境部市民連携室

男女共同参画社会推進事業

新規	拡充	変更
	○	



事業の目的 男女共同参画社会の実現に向け、市民と行政の協働により男女共同参画の意識づくりを図ります。
事業の概要 女性活躍推進計画、配偶者暴力防止計画を盛り込んで策定した第3次いわみざわ男女共同参画実践プランに基づき、各種啓発活動や情報提供、配偶者等からの暴力の防止の取組みを進めます。

事業開始年度 平成14年度

【事業の経過】

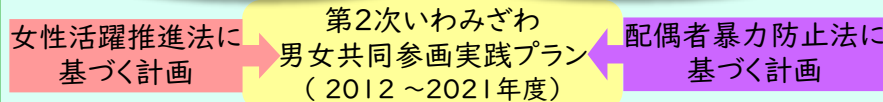
- 平成24年度 第2次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定
- 令和2年度 第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン策定
- 令和3年度 生理の貧困対策事業開始
- 令和4年度 岩見沢市パートナーシップ宣誓制度導入

第3次いわみざわ男女共同参画実践プランのイメージ

第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン
(計画期間:2021~2030年度)

社会情勢の変化

個別施策の見直し



市の審議会等における女性委員の比率

(単位:%、人)

区分	R3	R4	実践プラン 目標値
女性委員の比率	26.7	27.4	40.0
女性委員数	113	114	—
総委員数	423	416	—

根拠法令:男女共同参画社会基本法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法
 関連計画:第5次男女共同参画基本計画(国)
 第3次北海道男女平等参画基本計画
 第3次いわみざわ男女共同参画実践プラン

男女共同参画の推進

- 市民フォーラムや講座の開催、男女共同参画情報誌の発行等の啓発活動を通じて、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの実現を目指します。
- 男女共同参画推進企業を認定する制度の導入や、市内企業や農業団体等と連携し、女性リーダー育成などの取組みを推進します。



配偶者等からの暴力(DV)防止への取組み

- 出前講座の実施や啓発パネル展の開催を通じて、暴力根絶に向けた意識啓発を図ります。
- 相談者の自立に向けて、支援制度や手続きの情報提供、専門機関の紹介、助言を行います。



性の多様性への理解促進

拡充

- 市民向けセミナー、出前講座等の開催や、性の多様性に関するガイドラインの配布を通じた理解促進を図ります。
- 令和4年度に導入したパートナーシップ制度について市民の理解が広がるように周知を図ります。



生理の貧困問題への支援

- 経済的事情等により生理用品の確保が困難な方へ無料で配布を行うとともに、様々な不安を抱える女性に対する相談支援を行います。



令和5年度予算額

391万円

市民環境部市民連携室